

1 (預金の預入れ)

- (1) この預金の預入れは1回10,000円以上とし、当店のみで預入れることができます。
- (2) この預金は、自動振替の方法により預入れることができます。この場合、振替日、振替金額、引落口座は別に提出された所定の書面に記載のとおりとします。

2 (預金の種類、継続の方法等)

この預金への預入れおよび継続は、あらかじめ指定を受けた型区分によりつぎのとおり取扱います。

(1) 満期目標型の場合 (セピア満期目標型を含む) (2024年6月1日新規取扱廃止)

各預入の都度、あらかじめ指定を受けた指定満期日 (以下「指定日」という。) までの期間 (3ヵ月以上3年以内とする) に応じ、つぎの種類・方法により定期預金を作成し、この預金に組み入れます。なお、この預金は指定日の3ヵ月前まで預入れることができます。

ア、預入日から指定日までの期間が3ヵ月以上1年未満の場合

各預入日に、指定日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型) とします。

イ、預入日から指定日までの期間が1年以上3年以内の場合

各預入日、指定日を満期日とする期日指定定期預金とします。

(2) 一般型の場合 (セピア一般型を含む)

各預入または継続の都度、つぎの種類・方法により定期預金を作成し、この預金に預入れます。

ア、各預入日に作成する定期預金の種類は、自動継続の期日指定定期預金元加式 (預入日の3年後の応当日を満期日とします。) とします。

イ、前アにより預入された定期預金は、満期日にあらかじめ指定を受けた方法により元利金合計金額をもって同一種類の定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

ウ、前イによる継続の取り扱いに際し、これらの継続日が同一日となる定期預金については、これを合算した金額をもって1回の定期預金とします。

3 (支払時期等)

(1) 満期目標型の場合 (セピア満期目標型を含む)

目標日以後に利息とともに支払います。

(2) 一般型の場合 (セピア一般型を含む)

ア、この預金は、継続停止の申し出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。

イ、満期日は据置期間満了日から最長預入期間までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1ヶ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

ウ、前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について、継続停止の申し出があったものとして取り扱います。ただし、一部について支払があった場合は、その残りの金額について自動継続として取り扱います。

エ、前イによる満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

オ、前イにより定められた満期日から1ヶ経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして取り扱います。この場合、同時に継続停止の申し出もなかったものとして取り扱います。

4 (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入金額（継続したときは継続後の定期預金金額）ごとに、その預入日（継続をしたときは継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続をしたときは継続日）現在における店頭掲示の預金利率表記載の定期預金利率によって計算します。
- (2) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の継続日）から適用します。
- (3) この預金口座について少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、利息の預入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度を超過することとなるときは自動継続いたしません。
- (4) 継続を停止した場合における利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ①解約の場合・・・解約日における普通預金の利率
 - ②書替継続の場合・・・書替継続後の定期預金の利率
- (5) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は100円とします。

5 (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) この預金口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①預金者が取引用印鑑の届出時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

6 (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して、提出してください。
- (3) この預金の一部の金額を解約するときは、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

7 (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

この口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、自動振替による預入れ等により、その非課税貯蓄制度を超過する場合には、当該口座への預入れは行わず、その振替金額を引落し指定口座に戻す場合があります。

8 (通帳の記帳方法)

- (1) 前2条により、複数の定期預金を1口にして継続した場合、お支払欄には、これら複数の定期預金を合計して記帳させていただきます。
- (2) 「差引残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預かりしている定期預金の総額をご記帳いたします。

9 (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは元利金の支払いまたは印章を失った場合の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9-2. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10 (印鑑照合)

元利金請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害についての責任を負いません。

1 1 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、当行の承諾なしに、譲渡、質入れはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

1 2 (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 3 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 4 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

令和6年6月1日改定

<別表1：定期預金中途解約(一部解約)掛目表>

約定期間 解約 までの期間	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 10年未満
6か月未満	普通預金	普通預金	普通預金	普通預金	普通預金	普通預金
6か月以上1年未満	約定利率の 50%	約定利率の 20%	約定利率の 20%	普通預金	普通預金	普通預金
1年以上1年半未満	約定利率の 60%	約定利率の 30%	約定利率の 20%	約定利率の 10%	約定利率の 10%	約定利率の 10%
1年半以上2年未満	約定利率の 70%	約定利率の 40%	約定利率の 30%	約定利率の 20%	約定利率の 10%	約定利率の 10%
2年以上2年半未満	約定利率の 70%	約定利率の 50%	約定利率の 30%	約定利率の 20%	約定利率の 20%	約定利率の 10%
2年半以上3年未満	約定利率の 70%	約定利率の 70%	約定利率の 50%	約定利率の 40%	約定利率の 20%	約定利率の 20%
3年以上4年未満	—	約定利率の 90%	約定利率の 70%	約定利率の 50%	約定利率の 40%	約定利率の 30%
4年以上5年未満	—	—	約定利率の 90%	約定利率の 70%	約定利率の 60%	約定利率の 40%
5年以上6年未満	—	—	—	約定利率の 90%	約定利率の 70%	約定利率の 50%
6年以上7年未満	—	—	—	—	約定利率の 90%	約定利率の 60%
7年以上8年未満	—	—	—	—	—	約定利率の 70%
8年以上9年未満	—	—	—	—	—	約定利率の 80%
9年以上10年未満	—	—	—	—	—	約定利率の 90%